



令和6年度 久留米市教育委員会職員採用試験案内

【任期付職員（建築職）】

《任期付職員とは》

任期の定めのある久留米市の一般職の職員で、給料のほか期末勤勉手当や通勤手当などが支給される常勤（週38時間45分勤務）の職員です。

1 職種及び採用予定人数

職 種	主な勤務箇所	職務内容	採用予定人数
建築職	教育部 学校施設課	学校施設等の設計、施工管理、保守管理等の専門的業務に従事します。	1人程度

- 採用予定人数は変更になる場合があります。なお、一定の基準に満たない場合、合格者数が採用予定人数を下回る場合があります。
- 久留米市が職員採用試験を同日に実施する他の試験区分との併願はできません。

2 試験の日程及び方法

試験科目	日 時	会 場	方法・内容
書類審査 (事前提出)	—	—	申込時に提出された資格経歴等審査書により、職務に関する専門的な知識経験、表現力、企画力について審査するものです。
面接試験 (15分程度)	2月22日(土) 午前9時30分 以降集合	久留米市役所本庁舎 17階会議室 (久留米市城南町15番地3)	面接を通じて職員としてふさわしい人物かどうかを判定します。また、面接のなかで、申込時に提出された資格経歴等審査書の内容や職種に関する専門的知識等について質疑応答を行います。

- 試験の日程は予定です。変更がある場合は、受験者に別途お知らせします。
- 試験当日は、受験番号票を持参してください。
- 受験上の配慮（補聴器や車いすの使用など）を希望する人は、申込み時に申し出てください。郵送の場合は、2月18日（火）午後5時15分までにご連絡ください。補聴器や車いすなど、試験時に使用する補装具等については、各自で用意してください。

3 受験資格

職 種	受 験 資 格
建築職	令和2年4月1日から令和7年3月31日の期間において、民間企業等における建築に関する分野で、設計・施工管理等の業務に従事した期間が、通算して1年以上ある人

- 久留米市嘱託職員・任期付非常勤職員・任期付職員・任期付短時間勤務職員・会計年度任用職員として過去に勤務したことがある人、または、現在勤務している人も受験できます。ただし、任期付職員として現在勤務する人で令和7年度に任期を有する人は受験できません。
- 最終合格者には、免許・資格を有することを証明する書類（免許状の写し、資格証明書、成績証明書）を提出していただきます。受験資格に係る証明ができなかった場合等は、採用されません。
- 上記の受験資格があっても、地方公務員法16条各号のいずれかに該当する人は、申込できません。

6 採用候補者名簿への登載及び任期等

最終合格者は、採用候補者名簿に搭載され、原則として令和7年4月1日から令和10年3月31日まで任用されます。なお、業務の状況や勤務成績等に応じて、最長令和12年3月31日まで任期が更新される場合があります。

- (1) 採用候補者名簿の有効期間は、作成日から1年間で、この間に採用にならない場合もあります。
- (2) 業務等の都合により令和7年4月2日以降の採用となる場合があります。この場合も、原則として令和10年3月31日までの任期となります。

7 合格者の発表及び成績の開示

(1) 合格者発表

- ① 日 時 令和7年3月3日(月曜日) 午後1時
- ② 方 法 合格者の受験番号を久留米市のホームページに掲載するとともに、その可否を郵送により通知します。なお、可否についての電話問合せへの対応は、行いません。

(2) 成績の開示

成績は、本人に限り開示の請求をすることができます。なお、電話等による請求はできません。

- ① 対象者 不合格者(すべての科目を受験した人に限ります)
- ② 請求方法 「受験番号票」、「本人であることを示す書類(運転免許証等)」を教育部総務に持参してください。
- ③ 開示内容 順位・科目別得点・総合得点を開示します。
- ④ 開示期間 試験の合格発表の日から1ヵ月間

8 日本国籍を有しない人の受験資格等

(1) 受験資格

- ① 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- ② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 試験の方法及び内容

日本語による出題・質問で、それに対する解答・応答も全て日本語で行っていただきます。

(3) 採用後の担当業務等

公権力の行使に該当する職務又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

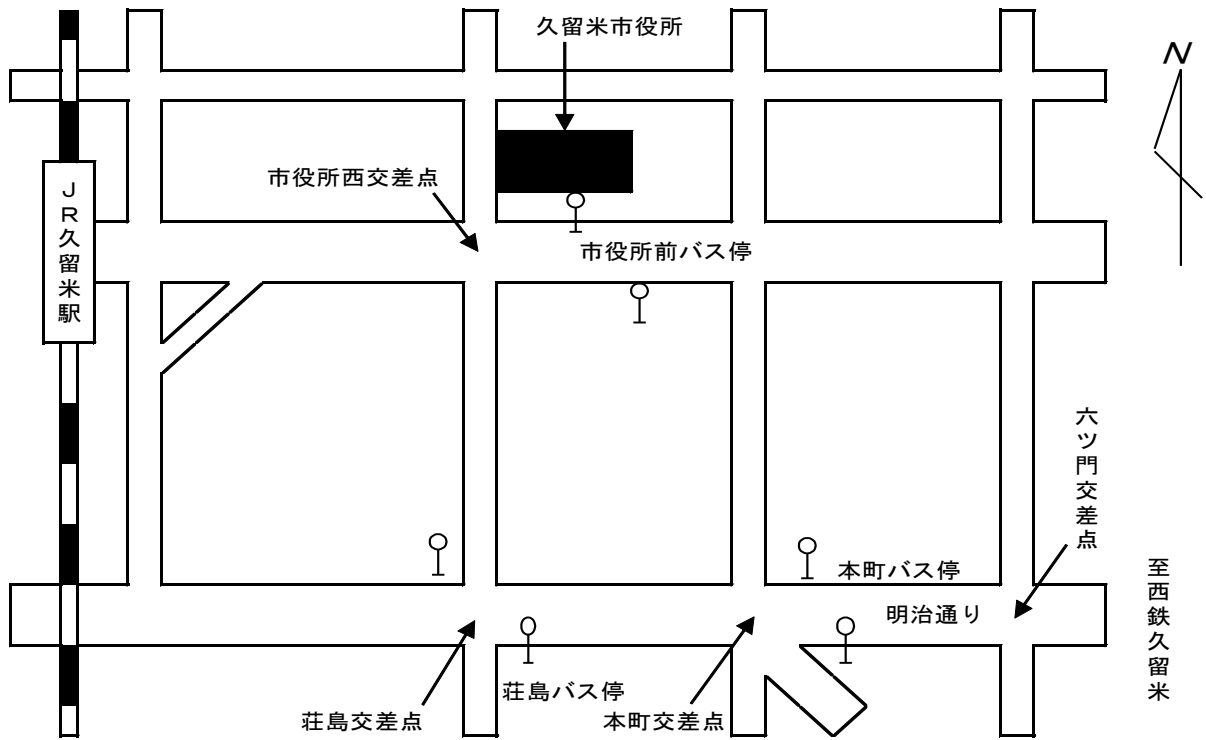
- ① 公権力の行使に該当する職務
(例) 市税等の賦課・滞納処分、生活保護の決定、土地収用、開発行為の監視・規制、建築基準法に基づく許可、違反建築物に対する命令、食品衛生監視
- ② 公の意思の形成への参画に携わる職
市政方針や政策決定等に関与し、権限をもって意思決定を行う職をいい、原則として、課長級以上の職を指します。

9 受験申込及び問合せ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3 久留米市教育委員会教育部総務
【電話】0942-30-9213(直通) 【FAX】0942-30-9719
【メールアドレス】kyousou@city.kurume.lg.jp

【試験会場】

久留米市城南町15-3 久留米市役所17階



久留米市役所	JR久留米駅から徒歩8分 西鉄久留米駅からJR久留米、高専、大学病院行き西鉄バスで市役所前バス停下車
--------	---